

糸魚川市糸魚川駅自由通路内広告募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置する糸魚川駅自由通路内における広告（以下「自由通路内広告」という。）の掲載について、糸魚川市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成20年糸魚川市告示第1号。以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の場所)

第2条 自由通路内広告の掲載場所の名称及び位置については、次のとおりとする。

名称	位置
糸魚川駅自由通路4面マルチモニター	糸魚川駅自由通路2階
糸魚川駅自由通路待合室4面モニター	糸魚川駅自由通路待合室

(広告内容)

第3条 自由通路内広告に掲載することができる広告は、取扱要綱第3条に適合するものとする。

(掲載できる者の範囲)

第4条 自由通路内広告を掲載することができる者は、市内に住所を有する事業所の代表者又はふるさと糸魚川応援寄附をした者であって寄附金を納入した日から起算して1年以内のもの（以下「広告主」という。）とする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等については、別表1のとおりとする。ただし、他の広告の表示に支障のない範囲で、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

(掲載期間)

第6条 1回の申込みに係る広告の掲載は、1月を単位とする。ただし、連続して申込みをすることができる期間は、同一年度内において最長12月とする。

2 掲載期間の単位となる1月とは、原則として月の初日から末日までとし、月の途中から掲載した場合であっても、終期は当該月の末日とする。

(掲載位置、枠数等)

第7条 広告の掲載位置、掲載サイズ及び1日の掲載回数は、市が定めるものとし、1日に最低10回は掲載するものとする。

2 1日の放送時間は、糸魚川駅を発着する始発列車の乗降者が利用する際の必要な時刻から同駅を発着する終着列車の乗降者が利用する際の必要な時刻までの間とする。

(広告掲載料及び納付方法)

第8条 広告掲載料は、別表2のとおりとする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市長が発行する納付書により納付しなければならない。

(広告掲載料の減免)

第9条 市長は、市内に本社、支店、営業所等を置き、かつ、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱に定める登録企業（以下「登録企業」という。）又は糸魚川市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成19年糸魚川市消防本部告示第1号）に規定する認定事業所（以下「認定事業所」という。）の広告掲載料を減免することができる。

2 広告掲載料の減免を希望する登録企業又は認定事業所は、取扱要綱第6条に定める様式により申請する際に、新潟県男女共同参画推進企業登録証又は糸魚川市消防団協力事業所表示証の写しを添付し、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受け、広告掲載料の減免の可否を決定したときは、取扱要綱第7条第3項に定める様式にその旨を付し、登録企業又は認定事業所に通知するものとする。この場合において、広告掲載料の免除については、市長が別に定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告主は、取扱要綱第6条に定める様式に掲載データを添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	ファイル形式	ファイルサイズほか
静止画	JPEG（推奨）, BMP, PNG, GIF	(1) ファイルサイズ 1920×1080ピクセル (2) データ総量 最大50MB 注 1回の表示時間は、15秒とする。
動画	WMV（推奨）	(1) ファイルサイズ 1920×1080ピクセル(1366×768ピクセル以上を推奨) (2) 秒数 15秒又は30秒 (3) フレーム数 最大29.97fps (4) ビットレート 最大10Mbps (5) データ総量 最大80MB

別表2（第8条、第9条関係）

区分		掲載期間	
		1月	10月以上12月以内
静止画		3,000円 (2,000円)	30,000円 (20,000円)
動画	15秒	5,000円 (3,000円)	50,000円 (30,000円)
	30秒	8,000円 (5,000円)	80,000円 (50,000円)

備考 かつこ書の金額は、減額するときの掲載料を示す。